

# 国保税 みんなで納めて ゆいまーる

国民健康保険は、加入者皆様の国保税によって成り立っている、「助け合い」の制度です。国民健康保険事業の健全な運営のため、納税に対する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

所得の申告は保険税の算定だけでなく、国保の給付を受けるときにも必要です。平成29年度税制改正により、5割軽減と2割軽減の判定所得基準額が引き上げられました。所得（低・中所得世帯）の申告がなければ軽減することができませんので、忘れずに正しく申告しましょう。

職場の健康保険に加入したときは、14日以内に健康保険課まで届け出をお願いいたします。

## 平成29年度の国保税は 7月に納税通知書を発送します。

国民健康保険税は、国保に加入している皆様の医療給付費としての「医療分」、後期高齢者医療制度の支援費としての「支援分」、介護保険制度の給付等の費用としての「介護分」の合算額です。

### 平成29年度 税率表

	医療分	支援金分	介護分(※)
所得割	8.35%	2.20%	2.20%
資産割	19.00%	5.00%	4.20%
均等割	18,300円	4,300円	6,500円
平等割	16,600円	5,500円	4,000円
限度額	54万円	19万円	16万円

※介護分は第2被保険者：40歳以上65歳未満の者が対象

### ●国民健康保険の計算方法

所得割＝所得割基準額に率を掛けます。

資産割＝固定資産税額に率を掛けます。

均等割＝加入している世帯員の数に均等割額を掛けます。

平等割＝1世帯の平等割額です。

限度額＝上記4項目の合計額がこの額を超えた場合の税額です。

※右記に「課税算出例」を掲載します。

【お問い合わせ】市民保健部 健康保険課 ☎0980-87-9045

### ●税額算出例

給与所得者の場合（夫45歳・妻42歳・子16歳・子14歳）

夫の給与収入 360万円（所得に換算すると約234万円）

妻の給与所得 60万円（所得に換算すると0円）

固定資産税 5万円

医療給付費分

【1】所得割 (234万円－33万円) × 8.35% = 167,835円  
201万円（所得割基準額）

【2】資産割 5万円 × 19% = 9,500円

【3】均等割 18,300円 × 4人 = 73,200円

【4】平等割 16,600円

合計 267,100円…………… A 100円未満は切り捨て

後期高齢者支援金分

【1】所得割 (234万円－33万円) × 2.20% = 44,220円  
201万円（所得割基準額）

【2】資産割 5万円 × 5% = 2,500円

【3】均等割 4,300円 × 4人 = 17,200円

【4】平等割 5,500円

合計 69,400円…………… B 100円未満は切り捨て

介護納付金分（40歳以上65歳未満）

【1】所得割 (234万円－33万円) × 2.20% = 44,220円  
201万円（所得割基準額）

【2】資産割 5万円 × 4.2% = 2,100円

【3】均等割 6,500円 × 2人 = 13,000円

【4】平等割 4,000円

合計 63,300円…………… C 100円未満は切り捨て

年税額(A + B + C) = 399,800円

## 私達にご相談下さい！

(毎週木曜日は夜間7時まで相談窓口を開設中！)



南風盛 京子



福地 香織



大工 美栄子



井上 達雄



喜友名 吉江



本村 恵



本原 政恵

石垣市健康保険課には現在、7名の納税指導員が配置されています。「親身に、丁寧に、納期内納付の大切さを伝える」事をモットーに、日々業務に勤んでおります。

毎週木曜日は、納付書の発行・納税の相談のため、窓口を夜間7時まで開設しておりますので、お気軽にご相談下さい。

国民健康保険納税指導員

## 法定相続情報証明制度がスタートしました！

平成29年5月29日（月）から「法定相続情報証明制度」がスタートしました。

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記を含む各種手続で戸籍謄本一式の提出が省略可能（注）となります。

「法定相続情報証明制度」の詳細内容は、法務局ホームページ

([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013html)) をご覧ください。

(注) 相続手続が必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

【問い合わせ先】那覇地方法務局石垣支局 ☎0980-82-2004